

特殊詐欺被害を防ぐための電話機等の購入を補助します！

新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺や不審電話等が多発しています。町では、特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、防犯機能の付いた「電話機等」の購入経費の一部を補助します。

■補助金を受けられる方（補助対象者）

下記の①～③の要件をすべて満たす場合に限りです。

- ①茨城県に住所を有し、現に居住されている方
- ②補助申請時点で満70歳以上の方のみで構成されている世帯の方
(同じ世帯に70歳未満の方が含まれている場合は対象外)
- ③町税等を滞納していない方



■対象となる電話機等

次のいずれかの機能をもつ固定電話機、または固定電話機に接続して使用する機器。

- (1) **通話録音装置** 電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能
- (2) **着信拒否装置** 指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能
※別途ナンバーディスプレイの契約が必要となります。

■補助金額 購入・設置費用の5分の4（上限10,000円、100円未満は切り捨て）

(例) 12,500円で購入・設置（消費税込み）

12,500円 × 4/5 = 10,000円

補助額 10,000円、個人負担費用は 2,500円

■申請方法 電話機等の購入及び設置前に、秘書広聴課へ申請をお願いします。

〈申請時に必要なもの〉

- ① 特殊詐欺等被害防止対策機器整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 購入予定機器の機能が確認できる書類の写し（カタログの写し）
- ③ 購入予定額を確認できる書類（見積書等）
- ④ 町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
- ⑤ 印鑑

【代理申請の場合は、①～⑤に加えて】

- ⑥ 委任状（様式第3号）
 - ⑦ 代理の方の本人が確認できる身分証明書（運転免許証等）
- ※上記申請書類は、秘書広聴課（2階 13番窓口）で配布または、町ホームページからダウンロードできます。

■申込方法 郵送または窓口にて受付

■申込期限 10月29日（金）

- ※閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分（郵送のみ締切日当日消印有効）
- ※申請多数の場合、抽選となります。

【申請受付・問合せ先】 秘書広聴課 協働推進グループ ☎ 029-291-8802（直通）

10月は「飼い主マナー向上推進月間」です

犬・猫の放し飼い等により人への危害を及ぼす事案が依然として発生していることに加え、毎日、迷子の犬・猫が保護されています。10月は「飼い主マナー向上推進月間」となりますので、犬・猫の放し飼いやフン尿の後始末には、十分気を付けましょう。

犬の飼い主のマナー

○犬の放し飼いは犯罪です！ 必ずリードを付けましょう

どんなに大人しい犬でも、何かの拍子に驚いて逃げだしたり、人や他の犬にかみついたりしてしまうことがあるので、必ずリードをつけて散歩しましょう。

○フン尿の後始末をしましょう

散歩中にフン尿をしたら飼い主がフンを持ち帰り、尿は水で洗い流すなど、必ず飼い主がフン尿の後始末をしましょう。

○避妊・去勢手術をしましょう

繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術をしましょう。

○登録の見直しをしましょう

飼い犬が死亡した場合、登録時の飼い主が死亡・転出した場合、犬がいなくなってしまった場合などは、届出が必要になりますので、みどり環境課までご連絡ください。



猫の飼い主のマナー

○室内で飼いましょう

猫を放し飼いにすると、ご近所でフンや尿をしたり、他人の車に傷をつけたりと、迷惑をかけてしまう場合があります。また、猫同士のけんかをしたり、病気をうつされたり、車にはねられてしまうこともあります。猫の安全のためにも室内で飼いましょう。

○飼い猫の明示をしましょう

猫が迷子になったり保護されたりした場合、身元の表示がなければ、飼い主を探すことはとても困難です。そのような場合に備え、飼い主の連絡先を記した名札（迷子札）やマイクロチップを付けるなど、飼い猫の明示をしましょう。

○避妊・去勢手術をしましょう

繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術をしましょう。



【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135（直通）

「令和3年 社会生活基本調査」にご協力ください

総務省統計局では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、仕事や家事に費やされる時間、地域活動との関わりなど国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

今回の調査では、多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和の実現が求められている一方、情報通信機器の急速な普及や新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式も変化している中で、よりの確に国民の社会生活の実態を捉えることをねらいとしています。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

【問合せ先】 茨城県政策企画部統計課 人口労働グループ ☎ 029-301-2649